

米穀の生産調整実施要領

制 定 平成18年11月9日付け18総食第778号
一部改正 平成19年3月30日付け18総食第1925号
全部改正 平成20年1月31日付け19総食第949号
一部改正 平成20年6月6日付け20総食第176号
一部改正 平成21年3月12日付け20総食第1016号
一部改正 平成21年8月14日付け21総食第498号
一部改正 平成22年1月12日付け21総食第881号

地方農政局長
北海道農政事務所長
農林水産省総合食料局長から 内閣府沖縄総合事務局長 あて
都道府県知事
関係団体の長

米穀の生産調整については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成7年政令第98号）主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成7年農林水産省令第17号。以下「施行規則」という。）米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）及び生産調整方針認定要領（平成16年4月1日付け15総食第852号農林水産省総合食料局長通知）のほか、本要領に定めるところによる。

第1 基本的考え方

- 1 主食用米の消費の減少傾向を踏まえ、全都道府県・全地域で、10年程度先を見通した地域の水田農業のあり方、個別の農業経営のあり方等を検討した上で、平成21年産以降の生産調整の実効性確保・水田フル活用の実現を目指す。
- 2 食糧法の枠組みを踏まえつつ、行政（国・都道府県・市町村）も、農協系統等と適切に連携して、全都道府県・全地域で生産調整目標を達成するよう全力をあげる。
特に、前年産の生産調整が目標未達となっている都道府県・市町村において重点的

に取り組む。

- 3 全国農業協同組合中央会・全国農業協同組合連合会・全国主食集荷協同組合連合会・全国農業会議所・日本農業法人協会・全国稲作経営者会議・全国米穀販売事業共済協同組合・日本米穀小売商業組合連合会・全国農業共済協会・全国土地改良事業団体連合会等の関係団体及び総合食料局で構成する全国水田農業推進協議会（以下「全国協議会」という。）は、生産調整の実効性確保・水田フル活用の実現に向けて締結する確認書に基づき、生産調整目標の達成に向けた取組を推進する。
- 4 都道府県段階・市町村段階における推進に当たっては、次の関係団体・機関がそれぞれ及び相互に連携して生産調整の実効性確保・水田フル活用を実現するため、全力をあげ、必要に応じ、全国協議会の確認書に準じて確認書・合意書の締結を行う。
 - (1) 都道府県については、都道府県農業協同組合中央会（以下「県中」という。）その他の農業者団体・集荷団体、需要者団体、地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政事務所等」という。）都道府県等の関係団体・機関
 - (2) 市町村については、県中・関係農業協同組合その他の農業者団体・集荷団体、地方農政事務所等、都道府県、市町村等の関係団体・機関
- 5 都道府県協議会（基本要綱第 部の第 5 の 4 の都道府県水田農業推進協議会をいう。以下同じ。）・地域協議会（同第 5 の 3 の地域水田農業推進協議会をいう。以下同じ。）の運営に当たっては、その会長・事務局いかににかかわらず、構成員となっている農業者団体及び行政がそれぞれ及び相互に連携して積極的に取り組む。
- 6 生産調整非実施者や非実施者から集荷している集荷業者・販売業者に対しても、米の需給状況を認識し、適切な対応を取るよう強力に要請する。

第 2 主食用米の生産数量目標の設定

1 全国の需要見通し

全国の需要見通しは、確実に需給バランスがとれる水準に設定することとする。

2 地域別の需要量に関する情報

(1) 都道府県別の需要量に関する情報

国から提供される都道府県別の需要量に関する情報については、経営所得安定対策等実施要綱（平成18年7月21日農林水産省省議決定）及び平成18年11月に策定した米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）において決定されたルールに即しつつ、食料・農業・農村政策審議会の助言の下、農林水産省総合食料局長（以下「総合食料局長」という。）が策定し、面積換算値と併せて都道府県知事に提供する。

(2) 市町村・地域協議会・認定方針作成者別の需要量に関する情報

都道府県から市町村、市町村から地域協議会、地域協議会から認定方針作成者（食糧法第5条第1項に基づき、農林水産大臣の認定を受けた生産調整方針（以下「認定方針」という。）を作成した生産出荷団体等をいう。以下同じ。）への情報提供に当たっても、面積換算値を提示する。

(3) 需要量に関する情報の面積換算値の設定方法

都道府県、市町村及び地域協議会の各段階において提供する面積換算値は、各段階が提供された面積換算値の範囲内に収まるように設定する。

なお、地域の合理的な単収（共済単収を統計の作柄表示地帯別10aあたり平年収量に整合させた単収など）を用いて面積換算値を算定した場合等において、当該面積換算値の都道府県合計が提供された需要量に関する情報の面積換算値を超える場合にあっては、総合食料局長と個別に協議するものとする。

その際、都道府県協議会は、当該算定方法が確認できる書面を付した協議書を作成し、地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政事務所長等」という。）を経由し、総合食料局長に提出するものとする。

3 都道府県間調整

(1) 都道府県別の需要量に関する情報の提供後、別紙1に基づき都道府県から需要量に関する情報の増減の申出を受け付けた上で、国が都道府県間の調整を行う。

(2) 総合食料局長は、(1)による調整を踏まえ、補正された都道府県別の需要量に関する情報を提供する。

4 生産数量目標等の決定

認定方針作成者は、地域協議会の代表者から提供された需要量に関する情報の範囲内で、自らの生産数量目標及び面積換算値（以下「生産数量目標等」という。）を決定するとともに、地域協議会で設定された配分ルールに則して、方針参加農業者別の生産数量目標等を決定し、方針参加農業者に通知する。

5 農業者別の生産数量目標等の補正

認定方針作成者自らが決定し配分した生産数量目標等及び認定方針参加農業者の生産数量目標等については、別紙2の認定方針作成者間の調整により、補正することができる。

第3 生産調整の取組として取り扱う米穀等

次に掲げる米穀等（水稻に係るものに限る。）については、生産調整の取組（生産数量目標の外数）として取り扱うものとし、取組主体、適正流通の確保のための措置等については、別紙3及び別紙4において定める。

- 1 加工用米
- 2 新規需要米

第4 生産調整の目標達成に向けた取組

生産調整の目標達成に向け、次に掲げる取組を行うこととし、別紙5に基づき、取組状況を把握するものとする。

1 地域段階における推進体制

- (1) 地域協議会は、認定方針に参加せずに水稻生産を行う農業者（以下「非参加農業者」という。）に対して生産調整方針への参加を強力に要請するとともに、生産調整の実施の意向を示す非参加農業者が直接又は間接的に地域協議会に参加できる体制を目指すものとする。
- (2) 地域協議会は、非参加農業者を含めた当該区域内のすべての水稻生産農業者への生産調整の目標の配分に必要な農業者情報の整備に努めるものとする。
- (3) 認定方針作成者は、予め、自らの認定方針に参加する農業者の氏名、住所、水田面積、前年産米の生産数量等の情報を整理した方針参加農業者リスト（以下「農業者リスト」という。）を作成・整備する。その際、組合員などの自らの組織の構成員

が農業者リストに含まれておらず、かつ、当該構成員が非参加農業者である場合は、当該構成員を認定方針に参加させるよう努めるものとする。

2 生産調整の目標配分段階における取組

(1) 地域協議会は、全水稻作付農業者が直接又は間接に参画し、公正な議論の上で、配分ルールを決定し、適切に目標が提供されるよう措置する。

具体的には、市町村長から提供された情報の範囲内で、認定方針作成者及び非参加農業者の需要量に関する情報を算定し、それぞれ提供する。

(2) 地域協議会は、(1)に当たっては、地域全体として目標が確実に達成できるよう留意する。

(3) 地域協議会は、目標配分後、配分した数量と面積を都道府県協議会経由で全国協議会に報告する。

3 作付段階における取組

(1) 地域協議会は、作付終了後、地域内の水稻作付面積と加工用米・新規需要米の作付面積(この差を「主食用作付面積」とみなす。以下同じ。)を都道府県協議会経由で全国協議会に報告する。

(2) 地域協議会は、農業共済組合や農政事務所等と連絡を密にし、当年産の当該地域全体の水稻作付面積を把握する。

その際、水稻生産実施計画書・営農計画書と水稻共済引受申告書の様式の一体化、生産調整実施状況の確認の合同実施、当該関係機関との水稻作付面積等についての情報交換・重点地域の現地確認等により適正な把握に努める。

(3) 地域協議会は、主食用作付面積が需要量に関する情報の面積換算値を超える場合には青刈り・新規需要米の取組による対象面積の拡大等の事後対策を講ずる。

4 収穫段階における取組

(1) 地域協議会は、収穫後、地域内の総収穫量(篩下米を含む。)と、主食用途以外の米穀(くず米・加工用米・新規需要米・区分出荷米)の販売予定数量(この差を「主食用販売数量」とみなす。以下同じ。)を把握する。

主食用販売数量が需要量に関する情報をを超える場合には、主食用途以外に仕向ける米穀の販売予定数量の拡大等の事後対策を講ずる。

(2) 地域協議会は、農業共済組合や農政事務所等と連絡を密にし、当年産米の当該地域全体の収穫量を把握する。

その際、生産調整実施状況の確認の合同実施、当該関係機関との収穫量（作付面積・作柄等）についての情報交換・重点地域の現地確認等により適正な把握に努める。

（３）地域協議会は、主食用販売数量等について、都道府県協議会経由で全国協議会に報告する。

第５ 生産調整の目標達成の判定

１ 生産調整の目標達成の判定は、都道府県・市町村等のそれぞれが客観的なデータとして把握している地域全体としての主食用作付面積で判定することを基本とする。

また、当該地域全体としての主食用販売数量が生産数量目標の範囲内となっている場合も達成とする。

なお、具体的な判定方法については、別紙６に定める。

２ 判定の結果、生産調整達成都道府県及び達成地域については、生産調整の公平性確保措置について（平成21年３月６日付け20総食第952号農林水産事務次官通知）に基づき、生産調整目標の達成状況に応じて、水田農業に係る各種事業の採択・予算配分について優先的に取り扱うこととする。

第６ 農協系統の役割等

農協系統は食糧法の枠組みに基づく生産調整の主体である生産者団体として、

- １ 行政と連携して、水田のフル活用を図り、生産調整目標の達成に責任を持って取り組む
- ２ 播種前契約、買取集荷等に積極的に取り組み、集荷率を上げる
- ３ 篩下米や非主食用米の集荷・販売体制を確立し、多様な米需要に的確に対応することとする。

別紙 1

都道府県別の需要量に関する情報の都道府県間調整の具体的手続

第 1 基本的考え方

都道府県別の需要量に関する情報の都道府県間調整については、需要に応じた生産をより一層促進させる観点から、国が仲介を行う。

第 2 実施時期

- 1 総合食料局長は、翌年産米における都道府県別の需要量に関する情報の都道府県間調整の具体的な取組方針を決定し、都道府県別の需要量に関する情報の提供に併せ、各都道府県に通知する。
- 2 都道府県間調整の希望数量の募集に当たっては、概ね生産年の 1 月末を目途に期限を設定する。
- 3 都道府県間調整を希望する都道府県は、募集期限内に別紙様式第 1 号により、次に掲げる事項について、総合食料局長に申し出るものとする。
 - (1) 都道府県別の需要量に関する情報の削減を希望する都道府県については、都道府県別の需要量に関する情報の削減希望数量 (10 トン単位)
 - (2) 都道府県別の需要量に関する情報の増加を希望する都道府県については、都道府県別の需要量に関する情報の引受希望数量 (10 トン単位)

生産数量目標等の補正について

第 1 生産数量目標等の補正

- 1 認定方針作成者は、他の認定方針作成者との間で生産数量目標等の譲渡等を行うことにより、生産数量目標等を補正することができる。
- 2 認定方針作成者は、1の補正を行った場合には、別紙様式第2号に別紙様式第3号の写しを添付して、速やかに、地域協議会の代表者に報告する。
- 3 地域協議会の代表者は、認定方針作成者からの報告を取りまとめ、別紙様式第4号により、都道府県協議会の代表者に報告する。
- 4 都道府県協議会の代表者は、地域協議会の代表者からの報告を取りまとめ別紙様式第4号により、速やかに総合食料局長を経由して全国協議会に報告する。

第 2 補正後の生産数量目標等の通知

認定方針作成者は、第1による補正を行った場合又は方針参加農業者間の調整による補正を行った場合は、6月15日（当該日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号第1条第1項）に定める休日に当たるときは、その翌日をもってその期限とみなす。以下同じ。）までに、補正後の生産数量目標及び面積換算値を、方針参加農業者に通知する。

加工用米について

第 1 取組主体

取組主体は、以下に掲げる者とする。

- 1 生産調整方針認定要領第 2 の 1 の (1) に定める米穀の生産者の組織する団体又は出荷の事業を行う者の組織する団体を構成員とする全国を活動単位とする団体（以下「全国生産出荷団体」という。）
- 2 生産調整方針認定要領第 2 の 1 の (1) に定める米穀の生産者の組織する団体又は出荷の事業を行う者の組織する団体を構成員とする都道府県を活動単位とする団体（以下「都道府県出荷団体」という。）
- 3 認定方針作成者

第 2 加工用米の範囲

1 対象米穀

加工用米とは、2 の用途に供給することを目的として生産される米穀であって、醸造用玄米（農産物規格規程（平成13年 2月28日農林水産省告示第244号）に定める醸造用玄米をいう。）を除く以下のいずれかに該当する米穀とする。

- (1) 品位等検査（農産物検査法（昭和26年法律第144号）第 3 条の品位等検査をいう。以下同じ。）において、3 等以上に格付けされた米穀
- (2) 共同乾燥調製貯蔵施設等において調製されたもみの場合、(1) のほか、農産物検査員（農産物検査法第17条第 2 項第 1 号に規定する者をいう。）が配置され、当該ばらもみの数量及び品種の確認並びに当該ばらもみから生産される玄米の数量及び相当等級の確認がされた米穀
- (3) 品位等検査の結果 3 等以上に格付けされなかった米穀のうち、全国生産出荷団体、都道府県出荷団体又は認定方針作成者（以下「全国生産出荷団体等」という。）の申請に基づき、地方農政事務所長等が加工用米の安定供給を図るために必要と認めた米穀

2 用途

加工用米の具体的な用途は、米の既存の加工用途であって次に掲げるものとする。

- (1) 清酒、しょうちゅうその他米穀を原料とする酒類
- (2) 加工米飯（肉又は魚、甲殻類、軟体動物その他の水棲動物の混入割合が3%以上（仕込時）である密封包装したレトルト米飯、冷凍米飯等であつて、2ヶ月以上の保存に耐えられるもの）
- (3) みそその他米穀を原料とする調味料
- (4) 米穀粉、玄米粉その他これらに類するもの
- (5) 米菓その他米穀を原料又は材料とする菓子
- (6) 玄米茶、ビタミン強化米、甘酒、アルファ化米又はアルファ化米を原料とする製品、漬物もろみ、朝食シリアル、乳児食、ライス・スターチ、いり玄米スープ、包装もち、水産練製品及び米穀粉混入製品
- (7) その他総合食料局長が特に必要と認めた用途

第3 定義

- 1 加工用米需要者とは、第2の2に掲げる米加工品の製造を業とする者をいう。
- 2 加工用米需要者団体とは、加工用米需要者の組織する団体で、その直接又は間接の構成員である加工用米需要者のために米穀の購買に関する共同事業を行う団体（3の加工用米全国需要者団体を除く。）をいう。
- 3 加工用米全国需要者団体とは、加工用米需要者又は加工用米需要者団体の組織する全国を活動単位とする団体で、その直接又は間接の構成員である加工用米需要者又は加工用米需要者団体のために米穀の購入に関する共同事業を行う団体をいう。
- 4 加工用米需要者団体等とは、加工用米需要者、加工用米需要者団体及び加工用米全国需要者団体をいう。

第4 加工用米取組計画の認定等

1 加工用米取組計画認定申請書の提出

全国生産出荷団体等は、加工用米需要者団体等からの購入計画等を基に、加工用米の生産に係る取組計画認定申請書（以下「取組計画認定申請書」という。）を作成する。

なお、取組計画認定申請書については、次に掲げる必要書類を添付の上、別紙様式第5号により、当該加工用米の生産年の6月30日までに、全国生産出荷団体にあつては総合食料局長あて、都道府県出荷団体及び認定方針作成者のうち自ら取組計画を作成する者（以下「地域流通農業者」という。）にあつては地方農政事務所長等に提出す

る。

- (1) 加工用米需要者団体等からの購入計画書（別紙様式第5－1号）
- (2) 加工用米の取扱状況（別紙様式第5－2号）
- (3) 加工用米需要者団体等の原料米の仕入状況等（別紙様式第5－3号）
- (4) 上記のほか、加工用米需要者の施設形態、製品の日産製造能力規模及び設備の内容その他総合食料局長又は地方農政事務所長等が必要と認める資料等

2 取組計画の認定

総合食料局長又は地方農政事務所長等は、1により提出があった取組計画認定申請書について、以下の認定基準に照らし、その内容を審査し、適切と判断した場合は、速やかにその認定を行い、提出者に通知する。

- (1) 前年産による過剰米の状況や持越在庫等の諸条件を踏まえ、当該年産の加工用米生産予定数量が必要に即した供給量となっていること。
- (2) 加工用途に流通され、かつ、使用されることが確実と認められること。
- (3) 前年産において、生産数量目標の内数として生産され、加工用途に販売された米穀の数量が当該年産で加工用米に置き換わらないことが客観的に明らかであること。
- (4) 地域流通農業者にあつては、上記のほか、
 - ア 第5の加工用米販売契約を締結する加工用米需要者について、原則として当該地域流通農業者と同一都道府県内に所在していること。
 - イ 加工用米販売契約を締結する加工用米需要者が県組合等の団体に所属している場合は、当該購入計画が、全国生産出荷団体等の取組と重複していないこと。

第5 加工用米出荷・販売契約等

1 加工用米出荷契約数量報告

認定方針作成者は、加工用米を生産する農業者（以下「加工用米生産農業者」という。）との間で、別添1に定める事項を内容とする加工用米の出荷に関する契約（以下「加工用米出荷契約」という。）を生産年の5月31日までに締結する。

また、締結後、当該認定方針作成者と加工用米出荷契約を締結した農業者（以下「出荷契約農業者」という。）の氏名、住所、加工用米出荷契約数量及び生産予定面積を別紙様式第6号の加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表に取りまとめ、生産年の6月10日までに、地域協議会の代表者及び地方農政事務所長等に提出する。

なお、全国生産出荷団体等の取組計画うち、第4の2の認定を受けたもの（以下「認

定取組計画」という。)の下で加工用米の売渡し等をする認定方針作成者(以下「認定方針作成団体」という。)にあっては、加工用米生産農業者との加工用米出荷契約締結後、速やかに全国生産出荷団体等と加工用米の売渡し等に係る契約を締結する。

2 加工用米販売契約数量報告

(1) 全国生産出荷団体等は、認定取組計画に基づき、加工用米を加工用米需要者団体等に対して売り渡そうとする場合は、加工用米の使用用途に関する事項や作柄等の影響による作況調整に関する事項のほか、必要な事項を記載した加工用米の販売に関する契約(以下「加工用米販売契約」という。)を生産年の11月30日までに締結する。

また、締結後、別紙様式第7号に取りまとめの上、生産年の12月15日までに、全国生産出荷団体については総合食料局長に、地域流通農業者については、地方農政事務所長等に報告する。

ただし、地域流通農業者のうち、自ら生産した加工用米を加工用米需要者団体等に売り渡そうとする農業者にあっては、加工用米需要者団体等ごとに加工用米販売契約を締結する。

(2) 地方農政事務所長等は、地域流通農業者から別紙様式第7号の提出を受けたときは、これを取りまとめ、速やかに地方農政局長を経由し、総合食料局長に報告する。

3 生産調整の実施確認

地域協議会の代表者は、地方農政事務所長等と連携を図り、水田農業構造改革対策実施要綱第6の生産調整の実施について確認する際に、1の報告を基に、加工用米生産農業者から提出のあった当該年産米の水稻生産実施計画書における加工用米出荷契約数量又は加工用米販売契約数量(以下「加工用米出荷契約等数量」という。)及び生産予定面積の記載内容が適切かどうか確認する。

第6 加工用米の売渡し等

1 加工用米の品位等検査等

(1) 加工用米生産農業者は、原則として生産年の12月15日までに品位等検査を受ける。

共同乾燥調製貯蔵施設等において調製される米穀にあっては、原則として生産年の12月15日までに品位等検査又は第2の1の(2)の確認を受けるものとし、当該確認を受けた場合にあっては、生産年の翌年の10月末日までに品位等検査を受ける。

(2) 加工用米として流通させる米穀については、全国生産出荷団体等が、別添2に定めるところにより加工用米である旨の表示を行う。

2 加工用米の売渡し

(1) 出荷契約農業者は、原則として生産年の12月15日までに加工用米の売渡し等を行う。

(2) 全国生産出荷団体等は、認定取組計画及び加工用米販売契約に従って、加工用米需要者に売り渡しを行う。

(3) 加工用米需要者団体等は、(2)により加工用米の売渡しを受けた場合は、加工用米販売契約に基づく買受けの目的に従い、売渡し又は使用する。

3 作柄等の影響による加工用米出荷契約等数量の調整

認定方針作成者は、加工用米出荷契約等数量を作柄概況の変動等により変更する必要がある場合は、地方農政事務所長等と協議の上、主食用米の需給に影響を与えないと判断された場合に限り、その数量を変更することができる。

この場合、認定方針作成者は、原則として11月15日までに、別紙様式第8号により、地域協議会の代表者及び地方農政事務所長等に報告する。

第7 米の生産調整との関連

1 認定方針作成者は、第6の2により、加工用米生産農業者から加工用米の売渡し等を受けたときは、別紙様式第9号により、加工用米集出荷数量一覧表を、また、地域流通農業者のうち自ら生産した加工用米を加工用米需要者に売り渡そうとする農業者は、加工用米需要者に対する加工用米売渡数量又は売渡しが確実な数量を確定したときは、別紙様式第9号に準じて加工用米売渡数量報告書を作成し、速やかに、地域協議会の代表者及び地方農政事務所長等に提出する。

2 地域協議会の代表者は、1により報告を受けた加工用米生産農業者ごとの加工用米集出荷数量及び売渡数量が、第6の3による調整後の加工用米出荷契約等数量に達しないことにより、加工用米生産農業者の主食用作付面積が、本要領別紙2の第2により当該加工用米生産農業者に通知される生産数量目標の面積換算値を超えることが確認されるときは、加工用米生産農業者の米の生産調整の実施者の判定を取り消し、その取消結果について、別紙様式第10号により、生産年の翌年1月31日までに、地方農

政事務所等に報告する。

第8 帳簿の整備及び報告

1 全国生産出荷団体

全国生産出荷団体は、加工用米需要者団体等に対する売渡し等に関する台帳を整備するとともに、前月中に売り渡した加工用米について、毎月20日までに、別紙様式第11号により、総合食料局長に報告する。

2 都道府県出荷団体

都道府県出荷団体は、加工用米需要者団体等に対する売渡し等に関する台帳を整備するとともに、前月中に売り渡した加工用米について、毎月20日までに、別紙様式第11号により、地方農政事務所長等に報告する。

3 認定方針作成者等

認定方針作成者は、加工用米の適正流通の観点から、主食用米と加工用米を区分して保管するとともに、加工用米の保管台帳、出荷に関する台帳及び売渡しに関する台帳類を整備するものとし、地域流通農業者にあつては、前月中に売り渡した加工用米について、毎月20日までに、別紙様式第11号により、地方農政事務所長等に報告する。

4 加工用米需要者団体等

(1) 加工用米需要者団体等は、原料米の受払台帳等を整備し、加工用米等の使用状況等を常時明確にしておくものとする。

(2) 加工用米需要者団体等は、加工用米の使用状況等について次のとおり報告する。

ア 加工用米需要者(加工用米需要者団体の直接の構成員となっていない者に限る。)

又は加工用米需要者団体は、毎月20日までに、前月中に自ら使用した、又は、当該団体の直接の構成員となっている加工用米需要者が使用した加工用米について、別紙様式第12号の加工用米使用状況報告書を地方農政事務所長等及び加工用米全国需要者団体(当該団体の直接の構成員である場合に限る。)に提出する。

イ 加工用米全国需要者団体は、アにより提出を受けた加工用米使用状況報告書を取りまとめ、別紙様式第12号に準じて作成のうえ、各三半期の最終月の翌月の末日までに、総合食料局長に提出する。

5 地方農政事務所長等

地方農政事務所長等は、第7の1により、所轄する都道府県内における当該年産米の加工用米の集荷実績数量を把握し、生産年の翌年の6月30日までに、別紙様式第13号により、総合食料局長に報告する。

この場合、地方農政事務所長は、地方農政局長を経由して、総合食料局長に報告する。

第9 適正流通に係る指導、監督等

1 適正流通に係る誓約書の提出

(1) 加工用米需要者団体等は、加工用米の販売契約を締結するに当たり、加工用米の適正流通に係る誓約書（以下「誓約書」という。）を作成し、全国生産出荷団体等に提出する。

全国生産出荷団体等は、加工用米需要者団体等からの誓約書の写しを、速やかに総合食料局長又は地方農政事務所長等に提出する。

(2) 加工用米需要者団体等又は全国生産出荷団体等は、加工用米のとう精等を委託する場合は、委託契約を締結するに当たり、委託とう精業者等から誓約書の提出を受け、(1)の誓約書とともに総合食料局長又は地方農政事務所長等に提出する。

なお、加工用米需要者団体等にあつては、全国生産出荷団体等を通じて提出するものとする。

2 適正流通に係る指導等

総合食料局長及び地方農政事務所長等は、加工用米の趣旨に照らした適正な生産及び流通が確保され、加工原材料用米穀の需要に応じた生産が図られるよう、全国生産出荷団体等に対して適切な指導を行う。また、本要領第1の5の都道府県協議会及び地域協議会を活用し、米加工品の販売動向、加工用途向け米穀の需要動向等についての情報交換が行い得る体制の整備が図られるよう、全国生産出荷団体等及び加工用米需要者団体等（以下「加工用米関係者」という。）に対し定期的に助言・指導を行う。

3 適正流通に係る調査等

総合食料局長及び地方農政事務所長等は、加工用米関係者に対し、加工用米の生産、出荷、流通、販売等が適正に行われるよう、必要に応じて、製品製造工場等への立会

いや加工用米の在庫確認等を実施し、業務・経理の状況、帳簿書類その他の物件の調査を行う。

4 罰則等

総合食料局長又は地方農政事務所長等は、加工用米関係者が法令に違反した場合、加工用米出荷契約若しくは加工用米販売契約に従った流通を行っていなかった場合又は不適正な米穀の流通若しくは使用等の事実を確認した場合は、加工用米関係者に対して米穀の適正な流通を確保するための指導等を行うとともに、翌年産以降の加工用米の取組については認めないこととする。

なお、取組計画の認定後、当該取組計画の申請に当たって虚偽の申請を行ったことが確認された等、当該加工用米関係者における加工用米の取組が相応しくない場合にあっては、当該年産米の加工用米の取組の認定を取り消すこととする。

加工用米出荷契約において定める事項について

1 出荷契約数量、生産予定面積に関する事項

(1) 出荷契約数量

農業者が加工用米として売渡し等をしようとする当該年産の水稻の種類別の米穀の数量とする。

(2) 生産予定面積

農業者が加工用米の生産を予定する面積とする。

2 品位に関する事項

品位等検査の3等以上で契約当事者間で決定した品位とする。

なお、気象等の影響により、契約当事者間で決定した品位が確保されない場合には、加工用米需要者と流通について合意した後、地方農政事務所長等の承認を得て加工用米として流通できる旨を記載する。

3 売渡し等に関する事項

認定方針作成団体は、農業者から売渡し等を受けた加工用米について、全国生産出荷団体等への再委託等ができる旨を記載する。

4 出荷契約数量の変更に関する事項

作柄等により加工用米出荷契約数量以上の生産が見込まれるときの取扱いについて記載する。

5 違約に関する事項

加工用米出荷契約数量を確実に加工用米として出荷する旨記載すること、加工用米出荷契約に反した場合の違約金の支払い等の措置を記載する。

加工用米である旨の表示について

加工用米の表示の押印箇所は、次のとおりとする。ただし、農産物検査法第13条第1項の規定による検査証明書が交付されているときは、1又は2にかかわらず、当該検査証明書の余白とする。

- 1 農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号。以下「規則」という。）第10条第3項の規定による表示を印刷した包装の場合
当該表示の印刷の付近
- 2 規則第10条第3項の規定による表示を印刷した票せんの場合
当該票せんの余白
- 3 はい積み等の関係から1又は2の表示の押印箇所によることが困難である場合には、鮮明な表示が可能な任意の箇所に押印する。
- 4 様 式
外円直径 30ミリメートル
肉 幅 2ミリメートル
- 5 肉色は青色とする。



新規需要米について

第1 定義

新規需要米とは、国内主食用米及び本要領第3の1の加工用米以外の米穀（稲を含む。）をいう。

第2 取組主体

取組主体は、次に掲げる者とする。

- 1 認定方針作成者
- 2 農業者

第3 用途

新規需要米の用途は、次に掲げるものとする。

- 1 飼料用
- 2 米粉用（米以外の穀物代替となるパン・麺等の用途）
- 3 輸出用
- 4 バイオエタノール用
- 5 青刈り稲・わら専用稲・稲発酵粗飼料用稲
- 6 主食用以外の用途のための種子
- 7 その他その用途が主食用米の需給に影響を及ぼさないもの

第4 作付けの態様

原則として、ほ場1枚を単位として作付けられ、かつ、そのほ場が特定されているものであること。なお、新規需要米のうち特に第3の1及び2については、一般に主食用米よりも低価格で取引されていることにかんがみ、農業者自らが低コスト生産に取り組む必要があることから、多収性品種及び直播栽培の導入等に努めるものとする。

第5 取組計画の作成、提出及び認定

- 1 第2に掲げる者（以下「農業者等」という。）は、別紙様式第14号の新規需要米取組計画書（以下「取組計画」という。）を作成し、以下の書類を添付のうえ、5月20日までに地方農政事務所長等に提出し、認定を受ける。

ただし、当該取組に当たって、新規需要米の生産を他の農業者へ委託する場合は、

当該農業者別の氏名・住所・委託生産数量・作付予定面積・地番を記載した明細書を取組計画に添付する。

- (1) 新規需要米の需要者（新規需要米の集荷を行う者が仲介する場合にあっては、当該集荷を行う者を含み、輸出代行業者が輸出を仲介する場合にあっては、当該輸出代行業者を含む。以下「需要者等」という。）との間で別紙様式第14-1号により締結した新規需要米の販売等に関する契約（以下「販売契約書」という。）の写し
- (2) 別紙様式第14-2号により需要者等が作成した、適正流通に関する誓約書（以下「誓約書」という。）

2 第3の1又は2の用途に用いられる米穀（以下「飼料用・米粉用米」という。）を生産する農業者等及び需要者等は、その適正流通の確保を図るため、以下の措置を講じる。

- (1) 飼料用・米粉用米が主食用として流通することのないよう、主食用米との区分管理、ふるい下米の管理等を適切に行う。
- (2) 飼料用・米粉用米及びこれらの加工品の取引数量に関する帳簿等を備え付ける。
- (3) 飼料用・米粉用米の販売契約書において、取組計画に記載した用途以外に使用し、又は売却した場合の違約金条項を規定する。

3 農業者等は、次に掲げる需要者等との間で販売契約書を締結し、取組計画に添付する場合にあっては、誓約書の添付を省略することができる。

- (1) 輸出用として取り組む場合の相手国需要者
- (2) 子実を採らない用途として取り組む場合の需要者等

4 農業者等は、自らが生産した新規需要米（輸出用を除く。）について自らが需要者として使用する場合には、当該農業者等の誓約書を取組計画に添付することをもって、販売契約書の写しに代えることができる。

5 農業者等が取組計画の申請時まで需要者等との販売契約書を締結できない場合は、①その理由、②需要者名及び住所、③販売予定期間を記載した販売計画及び自らの誓約書を作成し、取組計画に添付の上、地方農政事務所長等に提出する。また、農業者等は、需要者等への販売が行われる前に、販売契約書と誓約書を速やかに地方農政事務所長等に提出する。

6 地方農政事務所長等は、1の取組計画の提出を受けた場合は、当該取組が主食用米の需給に影響を及ぼさないものかどうか速やかに確認・認定を行い、その結果を別紙様式第15号により6月10日までに農業者等に通知する。

7 農業者等は、6の認定結果の通知を受けた場合は、別紙様式第16号により6月15日までに地域協議会の代表者に報告する。

8 地方農政事務所長等は、6の認定結果を別紙様式第17号に取りまとめの上、6月15日までに総合食料局長に報告する。

第6 追加的な取組

農業者等は、水稻の作付け以降であっても、本要領第4の3の(3)及び4の(1)の事後対策として、需要者等との間で新規需要米の取組の契約を締結することができる。その場合は、第5に準じて販売契約書及び誓約書を添付した取組計画を地方農政事務所長等に提出し、認定を受ける。

第7 適正流通の確認等

- 1 地方農政事務所長等は、農業者等及び需要者等に対して、新規需要米の生産、出荷、流通、供給等が契約書及び誓約書に基づき適切に行われるよう助言・指導を行う。
- 2 地方農政事務所等は、契約書及び誓約書に基づき適正に流通されているかどうか、必要に応じて需要者への立会や在庫調査等により確認を行う。
- 3 地域協議会は、適正流通の確保を図るため、第5の2の(2)及び(3)の措置状況について確認を行う。
- 4 農業者等又は需要者等が契約書又は誓約書に違反したことが明らかとなった場合には、以下の措置を講じる。

(1) 農業者等に対する措置

- ア 生産調整方針の認定を取り消す。
- イ 取組年度における産地確立交付金等を返還させる。
- ウ 当分の間、補助事業等の対象としない。

(2) 需要者等に対する措置

- ア その名称、違反事実を公表する。
- イ 新規需要米の契約当事者として認めない。
- ウ 食糧法第29条に規定する政府米の買受資格者として認めない。

第8 米の生産調整との関連

- 1 地域協議会の代表者は、第5の7の報告があった場合、販売契約書の内容等に基づき、生産数量目標の外数として取り扱うものとし、主食用作付面積を算定する際は当該作付面積分を控除する。
- 2 地域協議会の代表者は、第6により追加的な取組の報告があった場合は、当該農業者の主食用作付面積又は主食用販売数量を算定する際に、当該作付面積又は取組数量

を控除する。

- 3 地域協議会の代表者は、生産製造連携事業計画の認定等事務取扱要領について（平成21年8月14日付け21総食第497号農林水産省総合食料局長通知）第2の3の報告を受けた場合は、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第5条第3項の認定生産製造連携事業計画に従って生産する飼料用・米粉用米について、生産数量目標の外数として取り扱うものとし、主食用作付面積を算定する際には当該作付面積分を控除する。

生産調整の目標達成に向けた取組の把握について

第1 生産調整の実効性の確保に向けた推進

国、都道府県、市町村、農業者団体等の関係機関は、相互に連携し、需要量に関する情報の配分、水稻の作付け・収穫のそれぞれの段階において、当該市町村の生産調整の取組状況を把握するとともに的確な指導を行う等、生産調整の実効性の確保に向け全力を挙げて推進する。

第2 水稻生産実施計画書の作成等

- 1 方針参加農業者は、生産数量目標等の通知を受けた場合（補正後の通知を受けた場合を含む。）は、地域協議会が別紙様式第18号を参考として定める様式により、水稻生産実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成し、速やかに認定方針作成者に提出する。
- 2 認定方針作成者は、提出された実施計画書（認定方針作成者が農業者の場合にあっては、自らの実施計画書）を、原則として、5月20日を期限とし、地域協議会の代表者が定める日までに、地域協議会の代表者に提出する。

第3 報告

- 1 生産調整の目標配分段階における報告
 - (1) 地域協議会の代表者は、本要領第4の2の(3)に基づき、認定方針作成者に対して提供した需要量に関する情報を取りまとめ、別紙様式第19号により、3月31日までに、都道府県協議会の代表者及び地方農政事務所長等に報告する。
 - (2) 都道府県協議会の代表者は、地域協議会の代表者からの報告を取りまとめ、別紙様式第19号により、4月15日までに、総合食料局長を経由して全国協議会に報告する。
- 2 作付段階における報告
 - (1) 地域協議会の代表者は、地域内の水稻作付面積を別紙様式第20号により取りまとめ、原則として、5月31日までに、都道府県協議会の代表者及び地方農政事務所長等に報告する。
 - (2) 都道府県協議会の代表者は、地域協議会の代表者からの報告を取りまとめ、原則

として、6月15日までに、別紙様式第20号により、総合食料局長を経由して全国協議会に報告する。

また、9月20日及び10月20日時点で、当該報告内容について見直しを行い、変更の必要が生じた場合は、それぞれ9月末日及び10月末日までに修正報告を行う。

3 収穫段階における報告

- (1) 認定方針作成者は、方針参加農業者の水稻の予想収穫量等を別紙様式第21号により取りまとめ、10月20日を期限として地域協議会の代表者が定める日までに、地域協議会の代表者に報告する。
- (2) 地域協議会の代表者は、地域内の水稻収穫量等を取りまとめ、別紙様式第22号により、10月末日までに、都道府県協議会の代表者及び地方農政事務所長等に報告する。
- (3) 都道府県協議会の代表者は、地域協議会の代表者からの報告を取りまとめ、別紙様式第22号に別紙様式22-1号を添付して、11月10日までに、総合食料局長を経由して全国協議会に報告する。

生産調整の目標達成の判定について

第 1 生産調整の目標達成の面積判定について

生産調整の目標達成の面積判定の方法については、以下に示す判定面積が、需要量に関する情報の面積換算値の範囲内であれば達成とする。

1 都道府県域の判定面積

都道府県域の生産調整の目標達成の判定に用いる面積については、別紙様式20号により都道府県協議会が把握する主食用作付面積（以下「協議会面積」という）が、統計公表の主食用作付面積（以下「統計面積」という。）の一定の幅の範囲に収まる場合は協議会面積とする。協議会面積が統計面積の一定の幅の範囲に収まらない場合は統計面積とする。

（注）一定の幅については、都道府県域の出作調査の結果を踏まえ、全ての都道府県の出入り作面積が収まる3%を全国一律に設定する。

2 市町村域の判定面積

市町村域の判定面積については、別紙様式22-1号により都道府県協議会が把握した市町村毎の面積とする。

ただし、各都道府県協議会の判断により、統計面積を用いることも可とする。この場合、別紙様式22-1号を差し替えることとする。

第 2 生産調整の目標達成の数量判定について

第1の面積による判定で未達成となった場合には、主食用販売数量を用いて数量判定を行うこととする。判定の方法については、以下に示す主食用販売数量が需要量に関する情報の範囲内であれば達成とする。

1 都道府県域

都道府県域の数量判定に用いる主食用販売数量については、判定面積に平年収量を乗じた数量から、別紙様式22号により把握する収穫後の事後対策数量を引いた数量とする。

2 市町村域

市町村域の数量判定に用いる主食用販売数量については、別紙様式22-1号により把握する数量とする。